

○吹田市消防保安事務手数料条例

平成24年3月30日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する消防保安事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 別表第1から別表第3までの左欄に掲げる事務（以下「消防保安事務」という。）に係る手数料（以下「手数料」という。）の額は、それぞれこれらの表の右欄に定める額とする。

(手数料の徴収の時期)

第3条 手数料は、当該事務の申請の際に、申請者から徴収する。

(手数料の還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第5条 市長は、本市の施設その他市長が必要があると認める施設について消防保安事務を行うときは、当該事務に係る手数料を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（省略）

附 則（令和5年12月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月8日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	火薬類取締法（昭和25年法	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額
---	---------------	-------------------------

律第149号。以下この表において「法」という。) 第5条の許可の申請に対する審査	(1) 競技用紙雷管のみに係るもの 25,000円 (2) その他のもの 110,000円
2 法第12条第1項の許可の申請に対する審査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 火薬庫の設置又は移転 73,000円 (2) 火薬庫の構造又は設備の変更 8,300円
3 法第15条第1項又は第2項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 火薬庫の設置又は移転の工事 41,000円 (2) 火薬庫の構造又は設備の変更の工事 23,000円
4 法第17条第1項の許可の申請に対する審査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 火薬類の譲渡し 1,200円 (2) 火薬類の譲受け 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 火工品のみの場合 2,400円 イ 火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合 3,500円 ウ その他の場合 6,900円
5 法第25条第1項の許可(煙火の消費に係るものに限る。)の申請に対する審査	7,900円
6 法第35条第1項の保安検査	41,000円

備考 この表の規定を国に適用する場合においては、「許可」とあるのは、「承認」とする。

別表第2 (第2条関係)

1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この表において「法」という。) 第5条第1項の	次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 法第5条第1項第1号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、次項及び第7項において同じ。)が10,000,000立方メートル以上の設備 560,000円
--	--

<p>許可の申請に対する審査</p>	<p>イ 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 340,000円</p> <p>ウ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 220,000円</p> <p>エ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 140,000円</p> <p>オ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 110,000円</p> <p>カ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 86,000円</p> <p>キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円</p> <p>ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円</p> <p>ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円</p> <p>(2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第7項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円）</p> <p>ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 91,000円</p> <p>イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 75,000円</p> <p>ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備 60,000円</p> <p>エ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の</p>
--------------------	---

	<p>設備 44,000円</p> <p>オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 27,000円</p> <p>カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 21,000円</p> <p>キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 16,000円</p> <p>ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 13,000円</p> <p>ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 11,000円</p> <p>コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,400円</p> <p>(3) 法第5条第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備 110,000円</p> <p>イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 87,000円</p> <p>ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円</p> <p>エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 54,000円</p> <p>オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 36,000円</p>
<p>2 法第14条第1項の許可の申請に対する審査</p>	<p>次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 370,000円</p> <p>イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル</p>

	<p>ル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合 220,000円</p> <p>ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合 150,000円</p> <p>エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合 93,000円</p> <p>オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合 69,000円</p> <p>カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合 61,000円</p> <p>キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円</p> <p>ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円</p> <p>ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円</p> <p>コ その他の場合 16,000円</p> <p>(2) 法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 65,000円</p> <p>イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合 53,000円</p> <p>ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合 44,000円</p> <p>エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合 31,000円</p> <p>オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合 18,000円</p>
--	--

	<p>カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合 14,000円</p> <p>キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合 12,000円</p> <p>ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 9,200円</p> <p>ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 8,200円</p> <p>コ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 5,100円</p> <p>サ その他の場合 3,200円</p> <p>(3) 法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円</p> <p>イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円</p> <p>ウ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円</p> <p>エ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円</p> <p>オ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円</p> <p>カ その他の場合 16,000円</p>
<p>3 法第16条第1項の許可の申請</p>	<p style="text-align: right;">25,000円</p>

に対する審査	
4 法第19条第1項の許可の申請に対する審査	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の貯蔵容積から当該撤去する設備に係る貯蔵容積を控除した容積）に比して増加する場合 14,000円</p> <p>(2) その他の場合 11,000円</p>
5 法第20条第1項の完成検査	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 高圧ガスの製造のための施設 第1項右欄各号に掲げる申請者及び設備の区分に応じて当該各号に定める額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものにあつては、6,100円）</p> <p>(2) 第1種貯蔵所 18,750円</p>
6 法第20条第3項の完成検査	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 高圧ガスの製造のための施設 第2項右欄各号に掲げる申請者及び場合の区分に応じて当該各号に定める額の4分の3に相当する額（法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものにあつては、6,100円）</p> <p>(2) 第1種貯蔵所 第4項右欄各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額の4分の3に相当する額</p>
7 法第35条第1項の保安検査	<p>次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 610,000円</p> <p>イ 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満</p>

の設備 370,000円

ウ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 250,000円

エ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 150,000円

オ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 120,000円

カ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 95,000円

キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円

ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円

ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円

(2) 法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 95,000円

イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 80,000円

ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備 64,000円

エ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 47,000円

オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 31,000円

カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 22,000円

	<p>キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 20,000円</p> <p>ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 15,000円</p> <p>ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 12,000円</p> <p>コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,700円</p> <p>(3) 法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円</p> <p>イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円</p> <p>ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円</p> <p>エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円</p> <p>オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円</p>	
8 法第50条第3項の登録又は登録の更新の申請に対する審査		16,000円
9 法第54条第2項の刻印等	1本につき1,400円	

備考 この表の規定を国に適用する場合においては、「許可」とあるのは、「承認」とする。

別表第3（第2条関係）

1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の登録の申請に対する審査		31,000円
2 法第3条の2第3項の液化石油	1通につき630円	

ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	
3 法第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき460円
4 法第29条第1項の認定の申請に対する審査	6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額に34,000円を加算した額
5 法第32条第1項の認定の更新の申請に対する審査	6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に14,000円を加算した額
6 法第33条第1項の認可の申請に対する審査	6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に20,000円を加算した額
7 法第35条の6第1項の認定の申請に対する審査	次の各号に掲げる申請者が販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 1,000戸未満 55,000円 (2) 1,000戸以上10,000戸未満 80,000円 (3) 10,000戸以上 98,000円
8 法第36条第1項の許可の申請に対する審査	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
9 法第37条の2第1項の許可の申請に対する審査	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
10 法第37条の3第1項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額に5,800円に完成検査合格施設であ

	<p>る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) 法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額に5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加算した額</p>
11 法第37条の4第1項の許可の申請に対する審査	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
12 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可の申請に対する審査	17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
13 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の完成検査	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額</p> <p>(2) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備 27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>
14 法第37条の6第1項の保安検査	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額